

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	道路維持課	H26.4.1	主要地方道長崎南環状線交通管理業務委託	15,665,400	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 久村豊彦	主要地方道長崎南環状線の14.3Km(ランプ延長5.1Kmを含む)のうち、有料区間を除く12.4Kmの交通管理を委託するものである。当区間は、高度な管理が必要であるながさき女神大橋を含む自動車専用道路と同等の管理が必要である。また、ながさき女神大橋道路の道路情報板及び大浜トンネル・唐八景トンネル警報板、非常電話受付がながさき出島道路管理事務所で一体的に管理操作されており、長崎県道路公社が出島道路管理とながさき女神大橋の有料区間を管理操作している。よって、ながさき女神大橋を管理する長崎県道路公社と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
2	長崎振興局	河川課	H26.4.1	長崎本線肥前三川(信)・浦上間119K890m付近長崎トンネル測量業務委託	8,675,780	長崎市尾上町1番89号 九州旅客鉄道会社 長崎支社長 山下信二	本業務は、浦上ダム建設事業におけるダム下流河川改修工事の設計および本工事に先立ち、工事に隣接するJR長崎本線長崎トンネルの正確な位置等を把握するため、トンネル内作業等により測量を行うものである。 当業務においては、営業運転を行っている鉄道事業用地およびJRトンネル内への立入りが必要であり、また列車の運行管理・保線との調整も不可欠であるため、鉄道事業者である九州旅客鉄道(株)と協定を結び委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
3	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.4.1	長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内海面清掃委託	26,244,000	長崎市国分町3-30 長崎港清掃協議会 会長 金子 叔司	長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向、風速、潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であるため、熟練した技能が求められる。長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を履行しており、これらのことに精通し、かつ熟知している。この業務を履行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の安全管理の指示に対し、長崎港清掃協議会は、柔軟に緊急対応が出来、港の安全を守っている。この協議会は、県の管理港及び管理漁港にかかわる会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。よって、その行う業務は競争入札には適さない事業である。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.4.1	長崎港小ヶ倉柳 ふ頭荷役機械管理 運営業務委託	12,226,640	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	長崎港小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の円滑な運営を図るため長崎港コンテナターミナル運営協会を設立している。当協会は、長崎県から許可を受けた「タイヤマウント式クレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフト」の使用計画を調整し荷役作業を行っている。当委託業務は、これら港湾荷役機械の維持管理業務(始業前点検、月例点検、年次点検等)を委託するものであるが始業前点検は、港湾荷役機械の使用者が行うものであり、使用者毎に委託契約を締結することは、現実的ではないことから、使用者が会員となっている運営協会に委託するものである。また、月例点検、年次点検等はより高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている港湾荷役機械の使用者の立会が必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委託し、効率化を図るものである。	第167条の2 第1項第2号
5	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.4.1	高島港港湾緑地 管理委託	1,389,600	長崎市桜町2-22 長崎市長 市長 田上 富久	長崎市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき港湾に関する管理事務を行っており、一体的な管理を行うことで効率良く管理を行うことができ、県営港湾施設として設置した緑地の管理を地元市である長崎市に委任するものである。	第167条の2 第1項第2号
6	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.4.3	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン代替 荷役施設業務委託	1,815,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	長崎港小ヶ倉柳埠頭の荷役機械運営は、長崎港コンテナターミナル運営協会(以下「協会」)に委託しているが、平成26年4月2日、協会から県に対しコンテナヤード内のタイヤマウント式クレーンが故障した旨の通報があり、応急対応が可能か緊急に調査指示を行ったところ、故障個所の調査・修繕の間は代替クレーンの手配が必要である旨の報告があった。4月4日には次のコンテナ船が入港予定であり、これ以降の荷役に支障のないように緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.4.18	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン代替 荷役施設業務委 託 (その2)	5,000,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	長崎港小ヶ倉柳埠頭の荷役機械運営は、長崎港コンテナターミナル運営協会(以下「協会」)に委託しているが、平成26年4月18日、協会から県に対しコンテナヤード内のタイヤマウント式クレーンが故障した旨の通報があり、応急対応が可能か緊急に調査指示を行ったところ、故障個所の調査・修繕の間は代替えクレーンの手配が必要である旨の報告があった。4月19日には次のコンテナ船が入港予定であり、これ以降の荷役に支障のないように緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。	第167条の2 第1項第2号
8	長崎振興局	道路維持課	H26.5.14	一般国道202号 橋梁補修工事(監 督補助業務委託)	20,715,600	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 中村正	当業務は、橋梁補修工事等の施工・管理状況について、工事請負者から提出された各種資料等の設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
9	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.5.14	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン代替 荷役施設業務委 託 (その3)	4,470,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	長崎港小ヶ倉柳埠頭の荷役機械運営は、長崎港コンテナターミナル運営協会(以下「協会」)に委託しているが、平成26年5月12日、協会から県に対しコンテナヤード内のタイヤマウント式クレーンが故障した旨の通報があり、応急対応が可能か緊急に調査指示を行ったところ、故障個所の調査・修繕の間は代替えクレーンの手配が必要である旨の報告があった。5月16日には次のコンテナ船が入港予定であり、これ以降の荷役に支障のないように緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.5.22	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン代替 荷役施設業務委 託 (その4)	10,000,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	今回、度重なる故障が発生しているため、今年度大幅に増加しているコンテナ貨物の荷役作業に支障をきたさないよう緊急に詳細な調査を行い、原因箇所を確実に把握する必要がある。 21日に調査を行ってもらい関係者と協議した結果、発電機室の基盤が主な原因である可能性が強く、いつまた作動不良となってもおかしくないとの判断であった。さらなる原因究明とその修理には時間を要するため、その期間代替荷役機械の必要があり、緊急に手配しなければならない。 緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。	第167条の2 第1項第2号
11	長崎振興局	道路維持課	H26.6.2	主要地方道神ノ 浦港長浦線他4 線道路除草等業 務委託	3,651,136	公益社団法人 長崎市シル バー人材センター理事長 中嶋 隆範	当業務は、長崎市琴海地区内の県道(主要地方道神ノ浦港長浦線他4線)の除草やごみ拾い等を行う管理委託であり、施工延長は41.80Km×2回である。 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から、当該業務を管内に一者しかいない公益社団法人長崎市シルバー人材センターへ委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
12	長崎振興局	河川課	H26.6.25	浦上ダム建設工 事(設計評価業務 委託)	23,004,000	一般財団法人 ダム技術セン ター 理事長 大町 達夫	浦上ダムの再開発は、既設利水ダムに治水機能を付加するため、堤体の嵩上げと洪水吐きの新設を行う工事で、施工においては水道用水の取水を維持した状態で行う等、技術的に極めて特殊な形式で実施する予定である。既設ダムの再開発や改良は、高度な技術や新技術の適用を伴うため、(一財)ダム技術センターが国土交通省所管の直轄・補助の再開発・改良ダムのすべての技術評価を行っている。よって、当該センターがこの業務を実施できる唯一の機関であるため、随意契約により契約を締結したい。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	長崎振興局	道路維持課	H26.6.5	一般県道昭和馬 町線電線共同溝 整備工事(通信系 引込・連系管路)	10,822,680	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株 式会社 九州支店長 山本 隆 宣	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観 点、既設整備との接続の観点、施工管理及び路面の 掘り起しを極力減らす観点から引込管路の建設に係 る工事をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九州 支店に委託する基本協定を平成19年に長崎県知事 と西日本電信電話(株)長崎支店長は締結している。 これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
14	長崎振興局	道路維持課	H26.6.10	一般国道499号 自治体管路設置 工事(引込管路)	2,340,431	九州電力株式会社 長崎お客 さまセンター センター長 東 誠二	本工事は、自治体管路方式による無電柱化が完了し た区間の管路増設を行うものである。自治体管路の 工事は、保安上や既存設備との接続、施工管理の観 点などから円滑な工事実施を図るため「自治体管路 方式に関する細目協定」を平成5年に長崎県知事と九 州電力株式会社長崎センター長で締結し、九州電力 株式会社に委託することとしている。今回の管路増設 についても、新規需要が発生した場合は同様の扱い となることから、電線管理者である九州電力株式 会社と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
15	長崎振興局	道路維持課	H26.6.17	一般県道昭和馬 町線電線共同溝 整備工事(電力系 引込・連系管路)	25,441,064	九州電力株式会社 長崎お客 さまセンター センター長 東 誠二	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観 点、既設整備との接続の観点、施工管理及び路面の 掘り起しを極力減らす観点から引込管路の建設に係 る工事を委託する基本協定を平成13年に長崎県知 事と九州電力(株)長崎お客さまセンター長は締結し ている。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	道路維持課	H26.6.30	一般国道206号 電車軌道敷舗装 補修工事	43,003,240	長崎電気軌道株式会社 代表 取締役社長 松本 容治	本工事は一般国道206号において、路面電車と道路が交差する軌道敷内の舗装補修工事である。工事に先立ち、建設工事公衆災害防止対策要綱第28条第1項に基づき軌道管理者と協議を行った結果、軌道車両通行の安全確保のため、長崎電気軌道株式会社に工事を委託することとした。なお、長崎電気軌道株式会社は3者による指名競争入札にて施工を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.7.2	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン発電 機補修工事	1,614,600	三菱重工エンジンシステム株式 会社 長崎営業所 所長 田中 憲治	タイヤマウント式クレーンにおいて、故障が発生し作業停止を余儀なくされた。詳細な調査を行った結果、エンジン部の発電機のブレードが原因と判断した。今回の部品交換については、三菱製のエンジンであり、他業者の部品を使用する場合、エンジン本体を交換しなければならない、高額な費用がかかるため、エンジンのメーカーでの対応としたい。そのため、対応できるのは、エンジンメーカーである三菱重工エンジンシステム株式会社長崎営業所のみである。	第167条の2 第1項第2号
18	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.8.1	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーン代替 荷役施設業務委 託 (その5)	15,000,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナミナル運営協会 会長 都留 邦彦	度重なる故障が発生し原因究明と修理のため、長崎港小ヶ倉柳地区タイヤマウント式クレーン代替荷役施設業務委託(その4)により代替荷役機械を手配しているが、修理等にさらに時間を要するため、その期間代替荷役機械が必要であり、緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.8.20	長崎港保安規定改定業務(柳西)委託	2,700,000	東京都港区赤坂3丁目3番5号 公益財団法人 日本港湾協会 会長 宗岡 正二	<p>今回の業務は、小ヶ倉柳西岸壁の埋立工事完了による供用開始に伴い長崎港内柳西岸壁保安規程の制限区域変更の必要があるため業務委託するものである。</p> <p>本業務を社団法人日本港湾協会(以下「日本港湾協会」という)と随意契約する具体的理由は、下記のとおり。</p> <p>1) 本業務は、国際条約に基づいた港湾におけるテロ等の破壊行為に対応する保安計画(施設計画含む)を改訂するもので最も機密性の高い特殊な業務である。</p> <p>2) 本業務を行うためには、保安に関する知識以外にも、港湾施設整備や港湾荷役・港湾情報運営等の港湾全般に対する豊富な知識及び技術を有していることが求められる。</p> <p>日本港湾協会には、機密の漏洩に対して細心の対応がなされており機密保全の組織内体制が十分整備され機密情報の取扱いに長けている。そのためこれまで、保安規程策定業務を多数受注している。以上の理由から、当日本港湾協会以外に埠頭保安規程改訂業務を委託できる業者は他にいない。</p> <p>更に、業務の仕様内容を機密保持の観点から公開することが出来ないため、競争入札に適さない業務である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、財務規則106条第2項の規定に基づき社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
20	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.10.24	長崎港小ヶ倉柳地区タイヤマウント式クレーン代替荷役施設業務委託(その6)	1,800,000	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	<p>タイヤマウント式クレーンにおいて、ラジエーターの液漏れが発生したためコンテナ貨物の荷役に支障がないよう緊急にラジエーターの補修を行うこととしているが、作業に4日間を要するためその間のコンテナ荷役のための代替クレーンが必要となる。緊急対応できるのは、コンテナの荷役作業に従事し業務に精通している長崎港コンテナターミナル運営協会のみである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H26.10.24	長崎港小ヶ倉柳 地区タイヤマウン ト式クレーンラジ エーター補修工 事	1,058,400	三菱重工エンジンシステム株式 会社 長崎営業所 所長 田中 憲治	タイヤマウント式クレーンにおいて、9月20日及び22日にラジエーターから液漏れが発生し、その都度応急措置を行っていたが再度液漏れが発生したためコンテナ貨物の荷役に支障が無いよう緊急にラジエーターの補修を行いたい。緊急に対応できるのは、エンジンメーカーである三菱重工エンジンシステム株式会社長崎営業所のみである。	第167条の2 第1項第2号
22	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H26.12.16	長崎港自主地域 自立活性化効果 促進工事(航行安 全対策検討委員 会)	27,648,000	公益社団法人西部海難防止協 会 会長 森 肇	平成27年7月から、現在建造中の大型客船「クェンタム・オブ・ザ・シーズ(16万総トン)」が長崎港へ入港を希望しているが、同船は長崎港の港湾計画上の能力を上回っている。この大型客船の入港受け入れのためには第三者委員会による航行安全対策検討委員会を設置し、十分な安全対策を策定した上で受け入れを行う必要がある。よって、検討に当たっては、船舶の航行検討に精通し、且つ、専門的知識が必要になることから、九州地域では唯一、同種のノウハウやデータを蓄積、活用している公益社団法人 西部海難防止協会のみである。	第167条の2 第1項第2号
23	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H27.3.31	長崎港小ヶ倉柳 心頭荷役機械管 理運營業務委託	12,766,680	長崎市小ヶ倉3丁目76-120 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 都留 邦彦	長崎港小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の円滑な運営を図るため長崎港コンテナターミナル運営協会を設立している。当協会は、長崎県から許可を受けた「タイヤマウント式クレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフト」の使用計画を調整し荷役作業を行っている。当委託業務は、これら港湾荷役機械の維持管理業務(始業前点検、月例点検、年次点検等)を委託するものであるが始業前点検は、港湾荷役機械の使用者が行うものであり、使用者毎に委託契約を締結することは、現実的ではないことから、使用者が会員となっている運営協会に委託するものである。また、月例点検、年次点検等はより高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている港湾荷役機械の使用者の立会が必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委託し、効率化を図るものである。	第167条の2 第1項第2号



平成 26 年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H27.3.30	長崎地区水産流通 基盤整備工事 (琴海線トンネル 監督補助業務委 託)	16,092,000	大村市池田2丁目1311-3 (公団) 長崎県建設技術研究センター 理事長 田中 修一	公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、公共工事の品質は確保されなければならない。 そのためには、道路(琴海線)(改良)のトンネル工事において、工事中における施工状況の確認等適切に実施しなければならない。これらの施工体制等の確認業務を県職員以外で円滑に行うことができる、当該業務の経験も豊富な(公益財団法人)長崎県建設技術センターと随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号